

「一般競争入札」 公 告

社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団が発注する「きぼうの家移転改築（第2工区）工事」は、一般競争入札により行いますので、入札参加資格等について次のとおり公告します。

平成29年 3月 27日

社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団
理 事 長 松 谷 莊 一

一般競争入札 公告個別事項

工事名	きぼうの家移転改築（第2工区）工事		
事業名	きぼうの家整備計画		
工事番号	（福）事業団H29-2		
工事場所	甲府市下鍛冶屋町字整理地 513-1 他(8筆)地内		
工事概要	1	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> ・用途：障害者支援・就労支援施設 きぼうの家移転改築（第2工区）工事 （建築主体及び外構・電気・機械給排水設備も包含） ・構造、階数、延面積：S造、平屋建て、A=1,443.35㎡ ・面積内訳： <ul style="list-style-type: none"> ・建築面積：A=1,595.21㎡ ・1階床面積：住居棟北 1,443.35㎡ ・屋根：アルミ押出吊子工法カラーGL鋼板葺 t=0.4mm ・外壁：窯業系サイディング塗装品 t=16mm ・外構：*舗装・植栽・構造物工事は含む 開発許可に伴う造成工事は別途工事（第1工区に含む）
	2	予定工期	平成29年5月～平成30年3月（指定建築物：H29年度内完成引渡し）
	3	予定価格公表（税込）	456,667,200円（税率8%）
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実地義務	適用
参加資格	次に掲げる条件を満たす任意の2者を構成員とする自主結成の特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）		
		代 表 構 成 員	構 成 員
	1	本店所在地	<p>中北建設事務所、峡東建設事務所又は峡南建設事務所管内に本店を有し、直近の山梨県経営事項審査の建築一式に係る総合評定値（P）の客観点が1,000点以上、及び経営状況分析評点（Y点）が750点以上であること。</p> <p>同左企業で直近の山梨県経営事項審査の建築一式に係る客観点が800点以上及び経営状況分析評点（Y点）が550点以上であること。</p>
2	競争入札参加資格	建築一式工事 A(特定)	同左A(特定)

	3	出資比率	構成員中最大	30%以上
	4	企業の施工実績 (契約書等証明できるもの 必要)	請負金額が2億円以上で一棟の延床面積 が1,500㎡以上の建築一式工事、ただし、 元請として請負、平成18年4月1日以降 に完成引き渡し済みの工事。なお、共同企 業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。	—
	5	配置予定管理技術者の資 格及び施工実績 (契約書(写)等証明でき るもの必要)	(資格) 監理技術者資格証及び監理技術者 講習修了証を保有する一級建築施工管 理技士又は同等以上の資格を有する者	—
			(施工実績) 監理技術者、主任技術者、 CORINS に登録されている担当技術者又 は CORINS に登録されている監理技術者 資格者証を有した現場代理人として平成1 8年4月1日以降に「上記4の企業の施 工実績」と同様の施工従事経験を有する者	—
	6	ISO9001 の認証	必要	—
設計受託業者	(株) 進藤設計事務所・小林一 設計業務共同企業体		きぼうの家移転改築工事 所在地	甲府市
日 程	1	公告日	平成29年 3月27日(月)	
	2	設計図書等閲覧開始日	平成29年 3月27日(月)	
		同 上 締切日	平成29年 4月11日(火)	
	3	参加申請 受付開始日	平成29年 4月11日(火)	
		同 上 締切日	平成29年 4月14日(金)	
	4	確認通知書発効日	平成29年 4月18日(火)	
	5	入札書 提示日時	平成29年 5月10日(水) 午前10:30 から	
内訳書 提出日時		平成29年 5月10日(水) 午前10:30 から		
6	開札 予定日時	平成29年 5月10日(水) 入札提示直後		
入 札 方 法	社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団 本部事務局 会議室で紙札による入札			
提出書類	1	参加申請書	様式第1号：入札参加資格審査申請書 様式第2号：共同企業体協定書	
	2	入札時	金入り内訳書は入札時に提示	
	3	提出方法	持参提示又は提出	
近接工事	きぼうの家移転改築(第1工区)工事			
資料の記載方 法等に関する 問い合わせ先	〒 400-0865 山梨県甲府市太田町 9-1 甲府保健所等合庁4階 山梨県社会福祉事業団			
	本部事務局 施設整備推進室 (契約)内藤、篠原、(技術)望月 電話 055-288-1018 FAX 055-288-1248			

1 一般競争入札の参加資格

企業体の各構成員は、山梨県における建設工事の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、この公告で定める入札参加申請の提出期限の日から落札決定までの((11)、(12)、(14)、(15))にあつては、それぞれに定める期間) 期間に、次に掲げる要件のすべてを満たしている者であること。

なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。

- (1) 一般競争入札公告個別事項（以下「個別事項」という。）の「参加資格」に記載した要件を全て満たす者であること。
- (2) 契約締結日の1年7月前の日の直後の事業年度終了の日以降に、経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書を提示できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- (5) 建設業法に基づく適正な技術者1名を各構成員に配置できる者であること。また、配置する技術者については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加の申し込みを行った日以前に3ヵ月以上の期間、継続した雇用関係があること）がなければならず、配置技術者の工期途中での交代は、死亡、傷病又は退職等、社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団が認める理由のほかは、原則として認めない。
- (6) 入札参加資格確認資料提出時に配置予定技術者の提出が必要な場合には、複数の候補技術者を配置予定技術者として提出できる。また、入札参加資格確認資料提出時において施工中の工事と重複する候補技術者を配置予定技術者として提出できる。
- (7) 県等で執行の低入札調査基準価格を下回った価格で落札した工事に配置している専任技術者および追加技術者は、対象工事の配置予定技術者との兼務は認めない。
また、現場代理人の対象工事との兼任も認めない。
- (8) 県等で執行の低入札調査基準価格を下回った価格で落札した場合、配置する専任技術者および追加技術者は、他の工事の技術者として兼務は認めない。
また、現場代理人の対象工事との兼任も認めない。
- (9) J I S Q 9 0 0 1 : 2 0 0 8 の認証取得が必要とされている場合には、登録範囲には対象工事の内容を含んでいること。なお、審査登録機関は、(財)日本適合性認定協会（以下「J A B」という。）又は J A B と相互認証している認証機関に認定されている審査登録機関の認証でなければならないものとする。
- (10) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 公告の日の6月前の日以降に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

- (12) 公告の日の2年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- (13) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資格に係る再認定取扱要領（平成19年6月20日施行）によりに入札参加資格の再認定を受けた者であること。
- (14) 公告の日以降に山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成23年4月1日施行。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (15) 公告の日1月前以降に、山梨県発注工事において55点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。ただし、55点未満のなかで工事成績採点考査項目の法令遵守における1～4に該当する指名停止措置による減点分を除いた点数が55点以上の者は参加できる。
- (16) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (17) 電子認証（ICカード）を取得していること。

2 一般競争入札構成員参加資格

ア 代表構成員は中北建設事務所、峡東建設事務所又は峡南建設事務所管内に本店を有し、現在山梨県における入札参加資格（建築一式工事）の等級がA（要特定建設業許可）であり、代表構成員は直近の経営事項審査の建築一式に係る総合評定値（P）の客観点が1,000点以上、及び経営状況分析評点（Y点）が750点以上であること。

構成員は中北建設事務所、峡東建設事務所又は峡南建設事務所管内に本店を有し、現在山梨県における入札参加資格（建築一式工事）の等級がA（要特定建設業許可）で、直近の経営事項審査の建築一式に係る客観点が800点以上、及び経営状況分析評点（Y点）が550点以上であること。

イ 共同企業体の代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有する者で、その出資比率は最大の出資比率であること。

(1) 企業の施工実績

代表構成員は、元請として請け負った工事で、平成18年4月1日以降に完成引渡しを行ったものの中から、次の要件を全て満たす建築一式の施工実績を有すること。

- | | |
|--------|---|
| ア 用途 | 障害者支援・就労支援施設（児童福祉施設等）、特養、老人ホーム等福祉施設、ホテル、庁舎、学校 |
| イ 工事種別 | 新築、改築、増築 |
| ウ 構造 | 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造 |
| エ 規模 | 一棟の延床面積が1500㎡以上 |
| オ 金額 | 一件の工事請負額が2億円以上 |

3 入札参加資格確認申請書の受付期間及び提出方法

(1) 受付期間 平成29年4月11日（火）～平成29年4月14日（金）午前10時～午後4時
受付終了時（参加資格提示資料確認後）に積算用設計図書を渡します。

(2) 提出書類

- ・共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）

- 共同企業体協定書（様式第2号）
- 建設業許可証明書（許可を受けている建設業の種類、許可番号、許可年月日が明記され、証明日付が3か月以内のもの）
- 同種工事の施工実績（契約書の写・工事施工証明書等必要）
- 配置予定技術者の資格証明書（写）及び経験履歴
- 直近の経営事項審査結果通知書（写）
- J I S Q 9 0 0 1 : 2 0 0 8 の 認 証 取 得 済 証 明 書 （ 写 ）
- その他必要書類

(1) 提出方法 社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団 本部事務局 施設整備推進室へ持参すること。
（山梨県甲府市太田町9-1 甲府保健所等合同庁舎4階）

(2) 留意事項

- ア 申請書及び資料の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された資料等は返却しない。
- ウ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- エ 期限までに申請書及び資料を提出しない者、又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することはできない。

4 入札参加資格の審査結果通知

入札参加資格の確認結果は、平成29年4月18日（水）に原則として通知する。

なお、通知の場合入札参加資格申請書提出時に返信用封筒を提出すること。（長3号封筒に「速達」扱いとして切手を貼付し、宛先を明記すること。）電話連絡の場合は直接受け取りとする。

5 苦情の申し立て

- (1) 入札参加資格確認資料を審査した結果、入札参加資格がないと認められた者には、「入札参加資格確認通知書」にその理由を付して通知する。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者が、その理由について詳細な説明を求める場合には平成29年4月24日（月）までに、社会福祉法人山梨県社会福祉事業団にFAX（任意様式）にて質問書を提出すること。
FAX 番号 055-288-1248
- (3) 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団は、(2)の手続きにより詳細な説明を求められたときには、平成29年4月26日（水）までにFAXにて回答する。

6 設計図書配布

- ・現場説明 なし 積算用設計図書（CD）は貸与とする。
- ・配布日時 平成29年4月18日（水）
午前10時～午後4時の間（ただし、正午から午後1時の間を除く。）
- ・配布場所 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団 本部事務局 施設整備推進室
ただし、入札参加資格申請により参加資格を認められた者のみに配布する。
配布された設計図書は入札時に返却するものとする。
また、必要に応じあらかじめ発注者の許可を得た上で、現地調査を行うことができる。

7 質疑、回答

FAXにより平成29年4月25日（火）の午前中までに質問書の提出を行うこと。（様式は任意で口頭での質問は一切受け付けない。）

回答は、平成29年4月27日（木）午後5時までにFAXにて行う。

*設計業務受託者

(株) 進藤設計事務所・小林一 きぼうの家移転改築工事設計業務共同企業体

担当 進藤、倉金

電話 055-252-0111 FAX 055-252-2647

8 入札日程等

(1) 入札日 平成29年5月10日(水) 午前10時30分から

(2) 入札回数 1回

(3) 工事費内訳書の提出等

① 第1回目の入札に際し入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を要する。

提出された工事費内訳書について、発注者から説明を求められることがある。

② 工事費内訳書は本工事費内訳書の様式に準じて作成し、数量、単価、金額等を明らかにすること。なお、本工事費内訳書において、数量または単位の明示のない項目については明細書又は単価表を添付すること。

(4) 支払条件 前払金 なし

出来高払い 2回

・出来高30%時 請負額の25%

・出来高60%時 請負額の50%

・完成引渡し後1か月以内に残金支払

(5) 入札場所 社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団 本部事務局 会議室

〒400-0865 山梨県甲府市太田町9-1 甲府保健所等合同庁舎4階 本部事務局

電話 055-288-1018 FAX 055-288-1248

- (6) 最低制限価格 該当なし
- (7) 入札保証金 免除する。
- (8) 契約保証金 納付を要する。(契約金額の10/100)

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (9) 入札者は、消費税に係る課税事業者又は免税事業者に係らず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書は封筒に入れる必要はない。

- (10) 落札者決定方法

落札者の決定にあたっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (11) 契約書は山梨県建設工事執行規則（昭和44年山梨県規則第20号）に定める建設工事請負契約書を作成する。建設工事請負契約約款（部分払用）を用いる。

9 近接工事との重複落札の禁止

「個別事項」の「近接工事」に記載のある場合には、近接工事（企業体の構成員を含む）と対象工事（企業体の構成員を含む）を重複して落札することはできない。

10 その他

- (1) 本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、申請者又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

また、入札参加資格のあることを確認されたものであっても、入札時において、(2)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなったものの行った入札は無効とする。

- (2) 入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

- (3) 災害その他の事情により、入札日時を延期することがある。

- (4) 提出された申請書及び資料は、当方において公表し、又は無断で使用することはない。

- (5) 工事費内訳書は、あくまで参考資料として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。設計図書を熟読の上、必要に応じあらかじめ発注者の許可を得た上で、現地調査を行うこと。

様式第 1 号

共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書

平成29年 月 日

社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団
理 事 長 松 谷 莊 一 殿

申請者 住 所
共同企業体の名称

代表構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名
出 資 比 率 %

構 成 員 住 所
商号又は名称
代表者氏名
出 資 比 率 %

今般、社会福祉法人山梨県社会福祉事業団の発注に係る「きぼうの家移転
改築（第2工区）工事」の入札に参加したいので、関係書類を添えて入札
参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ない
こと、さらに工事施工に当たっては、我々一同が一致協力し貴事業団に迷
惑をかけることのないことを誓約致します。

様式第 2 号

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 社会福祉法人山梨県社会福祉事業団の発注に係るきぼうの家移転改築（第 2 工区）工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「移転改築（第 2 工区）工事」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、きぼうの家移転改築（第 2 工区）工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を.....に置く。

(成立時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成29年.....月.....日に成立し、第 1 条に規定する工事の請負契約の履行後 12 か月を経過するまでの間は、解散することができない。
2 当企業体は、第 1 条に規定する工事を請け負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所
商号又は名称

住 所
商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、.....を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに移転改築(第2工区)工事請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該移転改築(第2工区)工事について、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称.....%

商号又は名称.....%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行及び下請契約その他の工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、.....銀行とし、きぼうの家移転改築(第2工区)工事共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の完成後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び他の構成員の承認がなければ、当企業体が第1条に規定する工事を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が当該工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員が100%出資したものとみなす。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名しうる正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった

場合においては、従前の代表者に代えて、構成員及び発注者の承認により残存構成員を代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

下記2社は、上記のとおりきぼうの家移転改築(第2工区)工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

構成員 住 所
商号又は名称 社印
代表者氏名 印

構成員 住 所
商号又は名称 社印
代表者氏名 印